

(仮称)長野市障害者基本計画の策定について

平成 22 年 6 月 1 日
保健福祉部障害福祉課

1 基本計画策定の趣旨

(1) 現計画について

平成 12 年当時、本市では、少子・高齢社会、情報化社会の進展、介護保険の開始等、障害者を取り巻く社会環境が大きく変わる中で、障害者施策を長期的展望に立って総合的かつ計画的に進めていくことが求められ、平成 12 年に公募等による 25 名を委員とし、長野市障害者行動計画策定委員会を設置し、計画づくりを進めてきました。

平成 12 年 5 月から平成 13 年 8 月にかけて策定委員会を計 5 回、庁内では総合調整会議を計 4 回行い、各障害者団体・障害者施設等へのヒアリング調査や、障害者アンケート調査を行い、様々な立場の市民の皆さんからの意見を参考にし、それらの意見を踏まえて第三次長野市障害者行動計画の策定をしました。

現計画の基本理念（コンセプト）

地域において障害のある人もない人も共に等しく自分の意思で生活の仕方を選択し、社会活動への参画や、人間としての尊厳をもって当たり前のくらしができる社会を創造すること

将来像

- ・ 機会平等が保障されるまち「ながの」
- ・ 人権が尊重されるまち「ながの」
- ・ ユニバーサルデザインのまち「ながの」

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として長野市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

又計画は、国の「障害者基本計画」や「重点施策実施 5 ヶ年計画」、長野県の「障害者プラン後期計画」等の内容を十分に踏まえながら「第四次長野市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ「長野市地域福祉計画」をはじめ各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定するものです。

なお、障害福祉サービス及び地域支援事業のサービス見込量、並びに円滑な実施(新体系への移行)については、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として平成 20 年度に策定した「第 2 期長野市障害福祉計画」において明らかにしています。

(3) 見直しの考え方について

現計画は、平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 ヶ年計画であることから、平成 23 年度以降、長野市の障害福祉推進についての新しい計画が必要となります。

この間、障害者福祉施策は、国においては平成 15 年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「重点施策実施 5 ヶ年計画」の策定や平成 15 年 4 月から行政主導に

よる「措置制度」から利用者が自らサービスを選択できる「支援費制度」への移行、平成 18 年 4 月から「障害者自立支援法」の施行と大きな変革がありました。このような大きな変革を、(仮称)長野市障害者基本計画に反映する必要があります。

なお、「障害者自立支援法」の主な改正ポイントは下記に掲げるとおりです。

身体・知的・精神 3つの障害福祉サービスの一元化

就労支援の抜本的強化

利用者本位のサービス体系に再編

支給決定の手続きや基準の透明化・明確化

費用を皆で負担し、支えあう仕組みの強化を図り、制度を安定かつ効率的にする

このように障害者施策が大きな転換期を迎えた中、様々な状況や課題に対応するため下記の観点に重点を置き長野市障害者基本計画策定を進めていく予定です。

「入所施設から地域生活への移行」

「入院中の精神に障害のある方への地域生活移行」

「福祉施設から一般就労への移行」

2 計画の期間について

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間

3 計画策定の基本指針について

- (1) 障害者基本計画は、障害者基本法により市の基本構想に即して策定することと規定されているため、平成 19 年度からスタートした第四次長野市総合計画を踏まえ策定を行う。また、市内の各種計画との整合性を図るとともに、都市内分権の動向等を踏まえ計画を策定する。
- (2) 市の保健福祉及び障害福祉施策の関連関係課、及び(仮称)長野市障害者基本計画策定部会とも協働しながら、現計画に基づく施策の現状把握及び課題の把握・分析を行ったうえで、計画を策定する。

4 策定体制について

別紙 1 のとおり

5 策定スケジュールについて

別紙 2 のとおり